

広告物の設置等届出書の添付図面等と記載上の注意事項

1 添付図面等

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:50,000 以上の地形図又は案内図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色し、マンセル値を記入したものでも可）
- (4) 公図及び土地登記事項証明書の写し（届出者と土地所有者が異なる場合は同意書、土地賃貸借契約書の写し等も添付）、建物登記事項証明書の写し（届出者と建物所有者が異なる場合は同意書、建築物壁面等利用契約書の写し等も添付）
- (5) 本行為に関わる他法令の許可・届出等の写し（工作物確認申請、屋外広告物等表示（設置）許可等）

2 注意

- (1) 申請文の「県立 自然公園」の箇所には当該県立公園の名称「奥武蔵」又は「狭山」を記入すること。
- (2) 「場所」欄には、市町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面、広告板等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否（同意書、土地売買又は賃貸借契約書等）又はその見込み、届出者が建築物等所有と異なる場合は、建築物等所有者の諾否（同意書、建築物売買又は賃貸借契約書等）又はその見込み。
 - イ 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進ちよく状況
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。